

【令和8年度】保育利用申込確認票

以下の内容をお読みになり、□にチェックしてください。(申込書に添付のうえ、提出してください。)

1. 保育利用申込書		確認済
②対象児童欄	・「食物アレルギーの有無」及び「発達上気になること、障害、疾患等」の該当箇所をチェックしましたか。	☐
	・「税法上における扶養者」及び「健康保険における扶養者」の該当箇所をチェックしましたか。	☐
③保護者欄	・「令和7年1月1日時点の住所」及び「令和8年1月1日時点の住所」の該当箇所をチェックしましたか。 ※岡山市以外の方は市区町村民税課税証明書(所得額、所得控除額及び市区町村民税が記載されているもの)の添付が必要です。(保育利用ガイド 8ページ参照)	☐
	・「出産予定」の該当箇所をチェックしましたか。	☐
④同居世帯員欄	・該当者をすべて記入しましたか。 ※同居世帯員に65歳未満(昭和37年4月2日以降生まれ)の祖父母がいる場合、祖父母の就労証明書等をご提出ください。(求職中や書類未提出の場合、調整点数表の区分Ⅰが適用され、減点となります。)	☐
⑤利用希望欄	・「利用希望期間」及び「施設または事業所名」を記入しましたか。 ※施設または事業所名に記入できる施設は利用希望月の1日時点で、対象年齢(月齢)に到達している施設のみです。	☐
	・<育児休業復帰予定で利用申込みする場合> 育児休業復帰予定の方は該当箇所をチェックしましたか。	☐
⑧祖父母の状況欄	・すべての方を記入しましたか。 ※不存在の場合、「氏名」欄に斜線を引いてください。	☐
2. 添付書類		確認済
共通	・「保育の必要性」の事由を認定するための書類を添付しましたか。 ※保護者ごとに書類の提出が必要です。(保育利用ガイド 9ページ参照)	☐
ひとり親世帯	・「ひとり親世帯」に該当する場合、必要書類を添付しましたか。 (保育利用ガイド 10ページ参照)	☐
勤めに出ている人 (就労証明書)	・保護者記載欄以外を、全て事業所で記入・証明してもらいましたか。 ※勤務先が支店(営業所)等の場合は、その支店(営業所)長の証明でも構いません。 ※記載内容に整合性がない場合や、不明点がある場合には、記載内容の問い合わせ先に市から連絡をすることがあります。	☐
自営業・農業の人	・金銭のやり取りが確認できる最新(概ね3か月以内)の書類の写しを3枚以上添付しましたか。	☐
	・児童の祖父母が代表を務める自営業で就労している場合、祖父母の自営業を証明する書類を添付しましたか。 ※株式会社、有限会社など、法人化されている場合は自営業に該当しませんので、これらの書類の写しは不要です。	☐
就学、就学予定の人	・「保育利用事由申告書」の1欄に漏れなく記入しましたか。	☐
	・在学証明書(就学予定の場合、合格通知の写し)及び時間割など具体的な就学時間が記載された書類の写しを添付しましたか。	☐
出産、病気、障害、介護(看護)の人	・「保育利用事由申告書」の2欄に漏れなく記入しましたか。	☐
	・それぞれの要件に該当する必要書類を添付しましたか。	☐
求職中の人	・「求職活動状況申告書」に活動状況をすべて記入しましたか。	☐
内職の人	・「就労証明書」または「内職状況申告書」を添付しましたか。 「就労証明書」…事業所に作成してもらってください。 「内職状況申告書」…申告内容をご自身で記入したうえ、事業所に証明してもらってください。 (保育利用ガイド 9ページ参照)	☐
3. 利用希望施設または事業所		確認済
受入見込み	・利用を希望する施設または事業所について、受入見込みの情報を確認しましたか。 ※情報は岡山市のホームページに掲載します。(申込期限の1週間前から締切日まで(4月一次を除く))	☐
保育方針等の確認	・見学もしくは電話で、保育方針やアレルギー、障害や疾患等の対応の可否について確認しましたか。 ※児童の状態によっては希望される保育施設での受入れが難しい場合があります。 (保育利用ガイド 7,32~40ページ参照)	☐
通園可否の確認	・実際に通園可能な施設かどうか確認しましたか。 ※利用開始後の転園は、原則として認められません。(保育利用ガイド 7ページ参照) ※やむを得ず辞退する場合には、「利用調整結果通知書(利用不可)」を発行することはできません。	☐
4. その他確認項目		確認済
育児休業復帰予定で申し込む場合	・育児休業復帰予定で申し込む場合、「育児休業復帰予定での申込みについての誓約書」を添付しましたか。	☐
	・育児休業復帰予定の場合は、入園月の翌月末までに職場復帰が必要であることを確認しましたか。	☐
	・入園後は就労証明書に記載された通りの条件(育児短時間制度の利用等を含む)で復帰または勤務をする必要があることを理解しましたか。 ※申込時の勤務(予定)時間と入園後の勤務時間が異なる場合や「保育の必要性」が変わる場合は、退園していただく場合があります。 ※不正または偽りの行為により給付認定申請や利用申込みをした場合は、認定を取り消し、保育施設等の利用を中止(退園)していただきます。	☐
採用予定、起業予定、就学予定で申し込む場合	・入園後は就労証明書・保育事由申告書に記載された通りの条件で勤務または就学をする必要があることを理解しましたか。 ※申込時の勤務・就学(予定)時間と入園後の勤務・就学時間が異なる場合や「保育の必要性」が変わる場合は、退園していただく場合があります。 ※不正または偽りの行為により給付認定申請や利用申込みをした場合は、認定を取り消し、保育施設等の利用を中止(退園)していただきます。	☐

上記の内容を確認しました。

保護者氏名:

